

本市における日常生活圏域及び 地域包括支援センターの体制等について

令和 7 年 2 月 4 日
酒田市健康福祉部高齢者支援課作成

1 日常生活圏域と地域包括支援センターに関するこれまでの経過

本市における日常生活圏域及び地域包括支援センターの現状と課題

- ・令和5年3月末現在では、**各圏域での高齢者人口に不均衡**が生じ、最大と最小ではその人口の比が3.7倍となっている。（最大5,973人（かわみなみ）、最小1,633人（まつやま））将来推計を踏まえると、**圏域ごとの高齢者人口の不均衡は拡大する傾向**にある（R10_3.8倍）
- ・地域包括支援センターの職員配置について、介護保険法により高齢者3千人以上は3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置であるが、3千人未満は2職種となっており、**高齢化の進展に伴って増加するニーズへの対応で、職員の負担が増加**している。**業務は年々増加**するとともに、**世代や属性を超えた相談や複雑・複合化した課題が多くなっており、対応が困難**となっている。

圏域	小学校 (コミ振地区) 名	地域 包括名	人口	高齢者 人口	基準職 員数	S C 数	設置法人
第1	琢成・松陵	なかまち	10,968	4,684	3	1	(医)健友会
第2	浜田・若浜・飛鳥	にいだ	12,402	4,582	3	1	(社福)社会福祉協議会
第3	松原・亀ヶ崎(亀城・港南)	はくちょう	18,651	5,662	3	1	(社福)光風会
第4	富士見・泉	あけぼの	12,906	3,969	3	1	(社福)友和会
第5	浜中・黒森・十坂・宮野浦・新堀・広野	かわみなみ	16,590	5,973	3	1	(社福)正覚会
第6	鳥海(南遊佐・本楯・上田)・西荒瀬	ほくぶ	6,381	2,757	2	1	(医)宏友会
第7	平田(東平田・中平田・北平田)	ひがし	3,924	1,772	2	1	(社福)東平田福祉会
第8	一條・八幡(観音寺・大沢・日向)	やわた	4,991	2,210	2	1	(社福)幾久栄会
第9	松山(南部・松嶺・内郷・山寺)	まつやま	3,611	1,633	2	1	(社福)さくら福祉会
第10	南平田(田沢・南平田・東陽郡鏡・山谷・砂越・砂越緑町)	ひらた	5,408	2,221	2	1	(社福)平田厚生会

第9期（令和6年度～令和8年度）計画に、本市の日常生活圏域を現行の10圏域から**現在の中学校区を基本とした7圏域**に見直す

日常生活圏域(※)の見直しのポイント

※高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域

①概ね中学校区単位で設定

②コミュニティ振興会単位に配慮（浜田・泉等）

※地域包括ケアシステムの推進には、地域住民の協力が不可欠なことから、民生児童委員やコミュニティ振興会などの区域との整合をとった圏域の設定とする。

③高齢者人口が3,000人以上となるよう設定

※高齢者人口の不均衡を是正し、地域包括支援センターの機能強化を図るため、3職種配置が必須となるよう圏域の高齢者人口が**3,000人以上**となるよう設定する。

【高齢者人口不均衡】

（R5 3.7倍→1.6倍）

（→R10 1.6倍→R15 1.7倍）

【現行】

圏域	コミ振	人 口	高齢者人口
1	琢成	5,170	2,375
	松陵	5,798	2,309
	計	10,968	4,684
2	浜田	5,460	2,273
	若浜	6,775	2,174
	飛鳥	167	135
3	計	12,402	4,582
	松原	9,269	2,594
	亀ヶ崎	6,583	2,063
4	港南	2,799	1,005
	計	18,651	5,662
	泉	6,440	1,812
5	富士見	6,466	1,884
	計	12,906	3,696
	新堀	1,871	798
6	広野	1,743	711
	浜中	1,548	619
	黒森	984	433
7	宮野浦	6,416	2,250
	十坂	4,028	1,162
	計	16,590	5,973
8	西荒瀬	2,321	886
	南遊佐	1,069	516
	上田	1,137	525
9	本橋	1,854	830
	計	6,381	2,757
	東平田	1,382	653
10	中平田	1,362	605
	北平田	1,180	514
	計	3,924	1,772
11	一條	1,526	634
	観音寺	2,174	917
	大沢	488	254
12	日向	803	405
	計	4,991	2,210
	南部	600	289
13	松嶺	1,333	571
	内郷	1,160	525
	山寺	518	248
14	計	3,611	1,633
	田沢	632	325
	南平田	1,483	527
15	東陽	725	376
	郡鏡・山谷	870	392
	砂越・砂越緑町	1,698	601
16	計	5,408	2,221
	特養入所者等	785	766
	養護入所者等	37	37
17	住所地利例者等	123	122
	計	96,777	36,115

【見直後】

圏域	コミ振	人 口	高齢者人口	10年後(R15)	中学校区
1	琢成	5,170	2,375	1,973	一中
	松陵	5,798	2,309	2,080	
	西荒瀬	2,321	886	898	
2	計	13,289	5,570	4,951	二中
	浜田	5,460	2,273	1,872	
	若浜	6,775	2,174	1,994	
3	飛鳥	167	135	52	三中
	東平田	1,382	653	552	
	中平田	1,362	605	546	
4	北平田	1,180	514	463	六中
	計	16,326	6,354	5,479	
	松原	9,269	2,594	2,955	
5	亀ヶ崎	6,583	2,063	2,026	四中
	港南	2,799	1,005	908	
	計	18,651	5,662	5,889	
6	泉	6,440	1,812	1,866	鳥海八幡中
	富士見	6,466	1,884	2,122	
	計	12,906	3,696	3,988	
7	新堀	1,871	798	740	東部中
	広野	1,743	711	671	
	浜中	1,548	619	555	
8	黒森	984	433	400	東部中
	宮野浦	6,416	2,250	1,900	
	十坂	4,028	1,162	1,251	
9	計	16,590	5,973	5,517	東部中
	南遊佐	1,069	516	389	
	上田	1,137	525	492	
10	本橋	1,854	830	727	東部中
	一條	1,526	634	579	
	観音寺	2,174	917	810	
11	大沢	488	254	209	東部中
	日向	803	405	326	
	計	9,051	4,081	3,532	
12	南部	600	289	256	東部中
	松嶺	1,333	571	521	
	内郷	1,160	525	412	
13	山寺	518	248	227	東部中
	田沢	632	325	282	
	南平田	1,483	527	447	
14	東陽	725	376	289	東部中
	郡鏡・山谷	870	392	376	
	砂越・砂越緑町	1,698	601	561	
15	計	9,019	3,854	3,371	東部中
	特養入所者等	785	766	-	
	養護入所者等	37	37	-	
16	住所地利例者等	123	122	-	東部中
	計	96,777	36,115	32,727	

人口、高齢者人口は、令和5年3月31日現在の酒田市住民基本台帳より算出

地域包括支援センター受託法人や地域関係者等と協議

2 令和7年度からの日常生活圏域と地域包括支援センター一体制等の方向性

(1)地域包括支援センターの設置及び運営に関すること

- ① 日常生活圏域は令和7年度から現在の中学校区を基本とした7圏域に再編する
- ② 西荒瀬地区は令和7年度は包括支援センターほくぶ、令和8年度は包括支援センターなかまちが担当する
- ③ 本市における地域包括支援センターの設置形態は、サブセンター方式ではなく、新圏域(2・6・7)については1圏域を2つの法人へ委託し、2つの包括支援センターが従前のエリアを担当する ⇒P5
- ④ 統合しない新圏域(1・3・4・5)については、従前どおりの包括支援センターが担当する

日常生活圏域及び地域包括支援センターの担当について

令和6年度

圏域	中学校区	包括名
1	1中	なかまち
2	2中	にいだ
3	3中	はくちょう
4	6中	あけぼの
5	4中	かわみなみ
6	鳥海八幡	ほくぶ
7	2中	ひがし
8	鳥海八幡	やわた
9	東部	まつやま
10	東部	ひらた

令和7年度

圏域	中学校区	包括名
1	1中	なかまち
2	2中	にいだ ひがし
3	3中	はくちょう
4	6中	あけぼの
5	4中	かわみなみ
6	鳥海八幡	ほくぶ(西荒瀬担当) やわた
7	東部	まつやま ひらた

令和8年度

圏域	中学校区	包括名
1	1中	なかまち (西荒瀬担当)
2	2中	にいだ ひがし
3	3中	はくちょう
4	6中	あけぼの
5	4中	かわみなみ
6	鳥海八幡	ほくぶ やわた
7	東部	まつやま ひらた

◆西荒瀬地区のみ担当する包括支援センターが変更となることから、令和7年度に1年間かけて、包括ほくぶとなかまちで十分な引き継ぎを行う。

◆令和6年8月5日付け 厚生労働省老健局「地域包括支援センターの設置運営について」

2設置 (3)設置形態等による類型 ③センターの支所 ア「サブセンター」より

「同一の設置者により置かれる複数の事務所において一体的にセンターとしての運営を行うものとして、施行規則第140条の65に基づくセンターの設置の届出において、統括機能を有する事務所(以下「本所」という。)の他に従たる事務所(以下「支所」という。)に関する内容を届け出たものをいう。

この場合のセンターの人員配置基準の取扱いについては、本所及び支所で従事する職員と設置者との間に雇用関係があることを前提として、それぞれの事務所ごとにではなく、本所及び支所の全体で満たすことで足りるものとする。



◆令和6年8月5日付け厚生労働省老健局「地域包括支援センターの設置運営について」

3市町村の責務 (3)「設置区域」より

『センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする。』

以上のことから、

本市ではサブセンター方式ではなく、新圏域(2・6・7)については1圏域を2つの法人へ委託し、2つの包括支援センターが従前のエリアを担当し、両法人が協力し合う体制をもって、統合される圏域全体を担当する

- ・地域包括支援センターの名称は変更しない
- ・再編する地域包括支援センター情報交換会で、統括業務、連携業務についてこれまで検討してきたが、新圏域を担当する包括支援センターで、協力し合いながら業務を担当することについて引き続き検討 5

2 令和7年度からの日常生活圏域と地域包括支援センター一体制等の方向性

(2)地域包括支援センターの職員に関すること

- ① 統合する新圏域(2・6・7)については、人員配置基準に1人ずつ加配職員を配置
概ね5年程度の経過措置とする ⇒P7
- ② 生活支援コーディネーター(SC)は、各圏域に1人ずつ配置する ⇒P7
- ③ 地域包括支援センターの職員配置については、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴きながら市町村の判断に基づき、柔軟な職員配置を行うことを可能とする →資料1

P 6 2 (2) ①② 【地域包括支援センターの人員配置について】

新圏域	現圏域	コミ振	包括名	高齢者人口 令和6年3月31日 現在(人)		包括基準配置		加配	加配 を加えた 合計	S C 配置		計	包括配置				SC		計										
				統合 前	統合後	統合 前	統合後			統合前	統合後		保健師	主任介護 支援専門 員	社会福祉 士	計	計												
1	1	琢成 松陵	なかまち	4,586	4,586	3	3		3	1		4	1	1	1	3	1	1	4										
2	2	浜田 若浜 飛鳥	にいだ	4,521	6,286	3	4	1	5	1	1	6	1	1	1	5	0.5	1	6										
		7	東平田 中平田 北平田	ひがし		1,765				2			1	1	0.5														
			3	3		松原 亀ヶ崎 港南				はくちょう			5,659	5,659	3		3				3	1		4	1	1	4		
	4	4	泉 富士見	あけぼの		3,718				3,718			3	3			3			1		4	1	1	1	3	1	1	4
	5	5	新堀 広野 浜中 黒森 宮野浦 十坂	かわみなみ		5,910				5,910			3	3			3			1		4	1	1	1	3	1	1	4
6			6	南遊佐 上田 本楯 西荒瀬	ほくぶ	2,730	4,925	2	3	1	4	1	2 (ほくぶ 1)	6	1	1		4	1 R7年度 暫定	2 (ほくぶ 1)	6								
				8	8	一条 観音寺 大沢 日向		やわた				2,195			2	1	1		1			1							
						7		9				南部 松嶺 内郷 山寺			まつやま	1,624	2		1			1	0.5	4	1	5	1	1	0.5
10			10	田沢 南平田 東陽 郡鏡・山谷 砂越・砂越 緑町	ひらた							2,188			2	1	1		0.5										

市政Pick Up

大雨災害で被災したかたの 温浴施設無料化を終了します

国各施設、交流観光課交流観光事業係 ☎26-5809

7月の大雨災害で被災されたかたを支援した
たわが市の無料化は11月31日までを以て終了
します。

対象施設 湯の台温泉島湯山、八森温泉ふり
んこ、アスパイひらた

令和6年7月山形県酒田市大雨災害義援金の 受け付けは3月31日をもって終了します

国地域福祉課福祉総合相談係 ☎26-5731

令和6年7月25日からの大雨災害で被災されたかたに
対する義援金の受け付けは、3月31日をもって終了し
ます。お寄せいただいた義援金は、第一次配分として、
令和6年12月18日（祝日）まで47市街へ総額20,947,500円
を配分しました。全国各地から、たくさんのご支援をい
ただきありがとうございました。

◆詳しくは市ホームページを
参照してください。



高齢者が安心して生活できるまちへ「地域包括支援センター」を活用してみませんか

国高齢者支援課地域包括支援係 ☎26-5755

●地域包括支援センターとは

高齢者が生きがいの地域で安心して生活を継続で
けるように、介護・医療・福祉などの幅広い相談に
対応する窓口です。また介護予防のための支援を行
うことで、元気なうちに介護予防に取り組む、介
護が必要になる時期を遅らせ、介護が必要となった
場合でも慌てることなく対応することが出来ます。

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、
主任介護支援専門員などが中心となって専門分野の
支援を行います。3職種が揃ったチームとして総合的に高齢者や地域を支えています。

●こんなときは連絡してください

- ・介護保険を申請したい
- ・家族が以前より弱ってきたので心配している
- ・地域全体が元気になるような取り組みについて相
談したい
- ・入居している家族について相談したい
- ・要介護認定を受けたのでケアプランの作成を頼み
たいなど

●対象となるかた

お住まいの65歳以上のかた、またはその
家族が支援に関わっているかたが対象です。近
所のかたが家族について相談したい場合には、介護や支
援が必要なかたが居住している地域の地域包括支援
センターに相談してください。

◆地域包括支援センターについて、詳しくは市ホームページを参照してください。



●令和7年度から日常生活圏域を一部統合します

本市では高齢化の進展に伴って、後継・後継化し
た施設が多くなっています。地域包括支援センター
の体制を強化し、より適切に対応していくために、
日常生活圏域*を現在の10圏域から11学区区界本
とした圏域へ一部統合します。圏域が変わった地
区でも、窓口となる地域包括支援センターはこれま
でと変わります。

*高齢者が安心して生活できる地域を指すことから、高齢者一
人ひとりにあわせて、介護・医療・福祉などの幅広い相談に
対応する窓口となる地域包括支援センターを指定しています。

圏域	地域包括 支援センター	連絡先	担当地域 (小学校区)
1	ながまつ	73-5591	秋田、松隈
2	にいだ	77-7640	湯田、岩瀬、東山
3	ひがし	94-2470	平井
4	はくちよう	21-0813	田代、松原
5	あけぼの	26-7709	長月、泉
6	かわみなの	92-7431	湯田、長森、一保、奥野、 新田、原野
7	はくち	28-2002	高井、山田
8	やわら	64-3111	一保、山田
9	まやま	61-0333	松山
10	ひらた	52-3895	南井二

市広報による周知の他、コミュニティ振興会長や自治会長会、学区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会定例会、地域の通いの場等に、新たに担当する地域包括支援センター職員と高齢者支援課も一緒に参加しながら、地域の方と顔が見える関係づくりを行っています